

第42号は、「入院基本料を知ろう」です

- 入院基本料は患者さんが入院すると発生する診療報酬です
- この中には医学管理料（医師の診察・記録）、看護料（看護ケア・計画・記録）、基本的な室料、光熱費等が含まれます
- 金額の差は看護体制や病院の役割によって生じます
- 専門分野のチーム医療体制を整えていたり、地域と連携強化していたり、在宅支援を強化していると加算がつきます
- これらはすべて届け出によって報酬が決まります
- 厚生局が監査に来るのは届け出通りの体制整備が継続して出来ているかを確認するためです。要件がそろっていないと減算ということもあり得ます

2026年度は診療報酬改定の年です。入院基本料に追加される項目や、加算対象となる体制内容などを確認して、より良い医療・療育サービスを提供するために必要な実践に皆で取り組んでいきましょう

入院基本料で規定されている主な体制

- チーム医療を行っている事
- 安全管理体制があること
- 感染管理体制があること
- 褥瘡予防管理体制があること
- 栄養管理体制があること



こども病院は安全管理、感染管理、褥瘡管理、NSTなどについては加算体制を届け出しています



2024年度の診療報酬改定で追加されたこと

- 意思決定支援体制があること
- 身体拘束適正化の体制があること

このため、人生最終段階における意思決定支援ガイドラインや身体拘束適正化指針が院内で策定されています
内容を確認しておくことも必要です



MIYAGI
CHILDREN'S
HOSPITAL

宮城県立こども病院